

重要

このしおりは償還が完了するまで大切に保管してください。

ひろしまけんこうとうがっこうしょうがくきん
広島県高等学校等奨学金

償還のしおり

《令和5年12月改訂》

--	--	--	--	--	--

〈奨学金の決定番号を枠内に記入してください。〉

広島県教育委員会

【連絡・問合せ先】

広島県教育委員会事務局 きょういくしえんすいしんか 教育支援推進課 きかくちょうせいかり 企画調整係
(〒730-8514 広島市中区基町9-42)

電話 (082) 513-4996

[受付日時] 月曜日～金曜日(祝日を除く。) 午前9時から午後5時まで

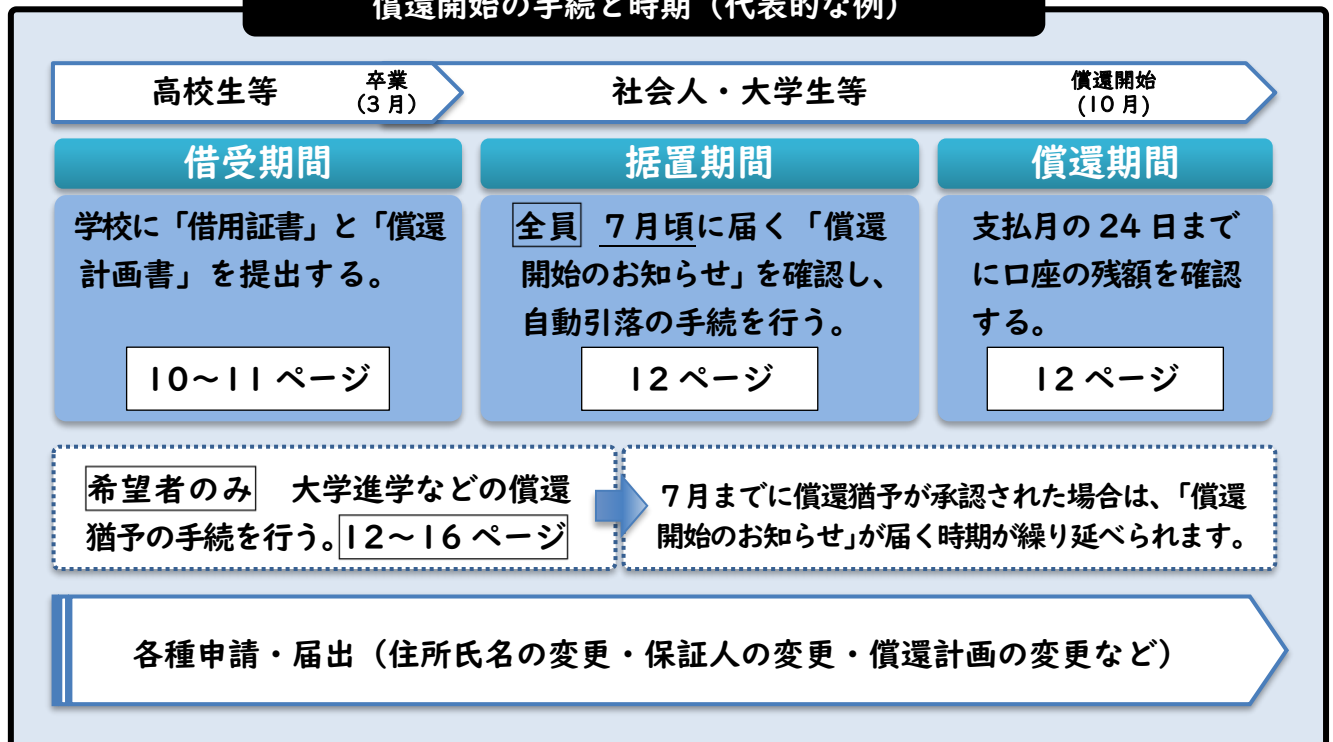
メールアドレス kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

(メールでお問い合わせの際は、件名を「こうこうしょうがくきんしょうかん高校奨学金償還」としてください。)

目 次

1	償還を始める皆さんへ	1
2	制度の概要	2～8
3	最初に必要な手続 全員	9
4	借用証書と償還計画書の作成	10～11
5	償還開始の時期が近づいてきたら 全員	12
6	償還の猶予と免除 希望者のみ	12～16
7	償還が滞った場合の措置	17
8	各種申請・届出と提出先	18
	申請書等の様式	19～22

償還開始の手続と時期（代表的な例）



1 償還を始める皆さんへ

この奨学金は、皆さんからの償還金を原資として、新たに奨学金を希望する高校生等の後輩に貸付けを行います。

皆さんが責任を持って、約束どおり確実に償還していただくことで、将来の奨学金制度が維持できます。

御協力をお願いします。

このしおりをお読みいただき、借用証書などの書類を期限内に確実に高等学校等へ提出してください。

また、大学進学等や経済的に償還が難しい場合の猶予制度、各種届出（住所、氏名、連絡先などの変更）の方法についても記載していますので、償還が終わるまで、このしおりを大切に保管してください。

万一、必要書類が提出されないなど手続に不備がある場合は、奨学金の全額を一括して償還していただくことがありますので、注意してください。

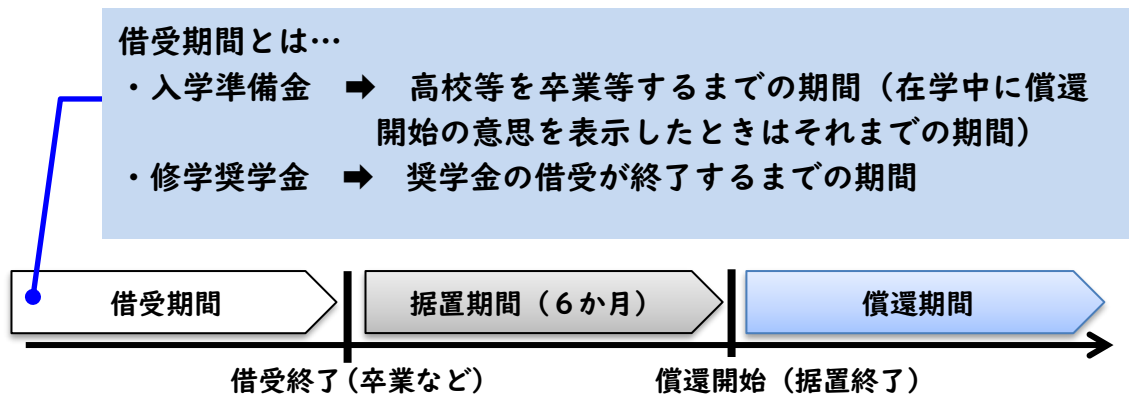
お困りごとや
御不明な点がありましたら
遠慮なく御相談ください。



2 制度の概要

(1) 開始時期

下の図のとおり、奨学金の借受期間が満了する月の翌月から起算して6か月の据置期間を経過した後から償還が始まります。



(2) 償還期限・年間償還額

奨学金は借受総額に応じて、次の償還年数の範囲内で償還していただきます。

1年間に償還していただく最小金額は、「②年間償還基準額」のとおりです。

1年間の償還額が、「②年間償還基準額」を下回るような償還計画を立てることはできないため、注意してください。

①借受総額	②年間償還基準額	③償還年数（最長） 【①÷②】
20万円以下	3万円	1～6年
20万円超～40万円以下	4万円	5～10年
40万円超～50万円以下	5万円	8～10年
50万円超～60万円以下	6万円	
60万円超～70万円以下	7万円	10年
70万円超	借受総額の1割	

【③償還年数（最長）の考え方】

①借受総額を②年間償還基準額で除算します（1年以上とし小数点以下は切捨て）。

〔計算例〕

借受総額 64万8千円（入学準備金なし、修学奨学金1.8万円×3年）の場合
 $648,000 \text{円} \div 70,000 \text{円} = 9.25\dots$ （小数点以下は切捨て）最長9年

(3) 償還期間・償還方法

次のいずれかの方法を選択していただきます。

	月 賦	半年賦	年 賦	一 括
支払 時期	毎月	半年に1回 (期間の初月※1)	年1回 (期間の初月※2)	開始月
回数 (年数)	償還期限内で借受者(生徒本人)が決定※3			1回
金額	毎回の償還額は50円単位とし、最終回の償還額は残りの全額となります。			全額

※1 償還開始が10月の場合は、毎年10月と4月が支払時期です。

※2 償還開始が10月の場合は、毎年10月が支払時期です。

※3 償還期限内であれば、より短い年数を選択することは可能です。

例えば、最長9年間で償還できる場合に、5年間で全額を償還する計画をあらかじめ立てることなどは差し支えありません。



私は約65万円を借りました。これを毎月7,800円ずつ償還したいのですが、制度の要件を満たしていますか。

また、1回当たりの最小の償還額など、具体的な償還計画の立て方についても実際の計算で順をおって教えてください。

入学準備金	修学奨学金 (月々の奨学金)	借受総額	借受満了の月	償還方法	償還希望額
0円	648,000円	648,000円	令和〇年3月	月賦	7,800円

次のページで、順をおって詳しく説明しますので参考にしてください。

また、5ページの[償還計画算出シート]に御自身の状況を記載し、無理のないように償還計画を立ててください。

最長年数で毎回均等払する代表的な例については、6～8ページに掲載していますので参考にしてください。

※ 広島県教育委員会ホームページに「償還計画シミュレーション」(自動算出)を掲載していますので、御活用ください。



[償還計画算出シート]

≪償還計画算出基礎≫

1 あなたの借受総額（入学準備金と修学奨学金の合計額）から最長の償還期限を求めます。

①借受総額	÷	②年間償還基準額	=	③償還年数	(端数切捨て) (1年未満は1年)
648,000円		70,000円		9年	
借受期間満了の翌月	+	据置期間	=	④償還開始月	
令和〇年4月		6か月		令和〇年10月	
④償還開始月	+	③償還年数	=	⑤償還期限	
令和〇年10月		9年		令和〇年9月30日	(償還猶予の期間は含め)

償還期限は償還開始月から起算して償還年数が経過する満了日（月末）となります。
[例]
④令和〇年10月+③9年
=⑤令和〇年9月30日

2 償還方法を選択し、最長の償還回数求めます。

⑥償還方法 (いずれかを選択してください。)	⑦償還回数(最長) (③償還年数×⑥の1年間の回数)
<input checked="" type="checkbox"/> 月賦 (年12回) <input type="checkbox"/> 半年賦 (年2回) <input type="checkbox"/> 年賦 (年1回) <input type="checkbox"/> 一括償還	108回

3 目安となる1回の最小の償還額を求めます。

①借受総額	÷	⑦償還回数(最長)	=	⑧1回の償還額(目安) (50円単位)
648,000円		108回		6,000円

≪あなたの償還計画≫ ※この内容を「奨学金償還計画書」に記載してください。

「⑨1回の償還額」は、「⑧1回の償還額(目安)」以上(50円単位)の額で決定してください。償還の最終回は残額の全額となります。

①借受総額	÷	⑦1回の償還額(a)	=	⑩償還回数(c)
648,000円		7,800円		84回

この場合、要件を満たしていますので、毎月7,800円ずつ償還することは可能です。

⑪最終回の償還額(b)	⑥償還方法
600円	月賦
⑫償還期間 [償還開始月(④)から償還期限(⑤)の範囲内であなたの償還回数(⑩)に応じた期間]	
令和〇年10月 から 令和〇年9月	
(償還開始は借受期間満了の翌月から6か月後)	

⑪ = ① - (⑨ × [⑩ - 1])

償還計画書の各欄に金額や期間をそれぞれ転記してください。

借受総額(A)	648,000円	
既償還額(B)	円	
差引借受額(A-B)	648,000円	
希望する償還方法にチェックしてください。		
<input type="checkbox"/> 一括	<input type="checkbox"/> 年賦	<input type="checkbox"/> 半年賦 <input checked="" type="checkbox"/> 月賦
償還期限	令和〇年9月30日	
償還期間	令和〇年10月から令和〇年9月まで	
1回の償還額(a)	7,800円	償還総額 a × (c - 1) + b 648,000円
最終回の償還額(b)	600円	
償還回数(c)	84回	

[償還計画算出シート]

≪償還計画算出基礎≫

1 あなたの借受総額（入学準備金と修学奨学金の合計額）から最長の償還期限を求めます。

①借受総額		②年間償還基準額		③償還年数	
円	÷	円	=	年	(端数切捨て) (1年未満は1年)
借受期間満了の翌月		据置期間		④償還開始月	
令和 年 月	+	6か月	=	令和 年 月	
④償還開始月		③償還年数		⑤償還期限	
令和 年 月	+	年	=	令和 年 月 日	

(償還猶予の期間は含めません)

2 償還方法を選択し、最長の償還回数を求めます。

⑥償還方法 (いずれかを選択してください。)	⑦償還回数(最長) (③償還年数×⑥の1年間の回数)
<input type="checkbox"/> 月賦 (年12回) <input type="checkbox"/> 半年賦 (年2回) <input type="checkbox"/> 年賦 (年1回) <input type="checkbox"/> 一括償還	0回

3 目安となる1回の最小の償還額を求めます。

①借受総額		⑦償還回数(最長)		⑧1回の償還額(目安) (50円単位)
円	÷	回	=	円

≪あなたの償還計画≫ ※この内容を「奨学金償還計画書」に記載してください。

「⑨1回の償還額」は、「⑧1回の償還額(目安)」以上(50円単位)の額で決定してください。償還の最終回は残額の全額となります。

①借受総額		⑨1回の償還額(a)		⑩償還回数(c)
円	÷	円	=	回



⑪最終回の償還額(b)	⑥償還方法
円	

⑪ = ① - (⑨ × [⑩ - 1])

⑫償還期間
[償還開始月(④)から償還期限(⑤)の範囲内であなたの償還回数(⑩)に応じた期間]
令和 年 月 から 令和 年 月

(償還開始は借受期間満了の翌月から6か月後)

<参考>入学準備金のみを借り受けた場合に最長年数で毎回均等（最終回は一部例外）に償還する例

借受金額	100,000円
償還年数	3年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	36回	6回	3回
1回の償還額	2,800円	16,700円	33,350円
最終回の償還額	2,000円	16,500円	33,300円

借受金額	150,000円
償還年数	5年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	60回	10回	5回
1回の償還額	2,500円	15,000円	30,000円
最終回の償還額	2,500円	15,000円	30,000円

<参考>修学奨学金のみを借り受けた場合に最長年数で毎回均等（最終回は一部例外）に償還する例

【国公立学校・自宅通学】

借受月額	18,000円
借受月数	12月
借受金額	216,000円
償還年数	5年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	60回	10回	5回
1回の償還額	3,600円	21,600円	43,200円
最終回の償還額	3,600円	21,600円	43,200円

借受月額	18,000円
借受月数	24月
借受金額	432,000円
償還年数	8年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	96回	16回	8回
1回の償還額	4,500円	27,000円	54,000円
最終回の償還額	4,500円	27,000円	54,000円

借受月額	18,000円
借受月数	36月
借受金額	648,000円
償還年数	9年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	108回	18回	9回
1回の償還額	6,000円	36,000円	72,000円
最終回の償還額	6,000円	36,000円	72,000円

【私立学校・自宅通学】

借受月額	30,000円
借受月数	12月
借受金額	360,000円
償還年数	9年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	108回	18回	9回
1回の償還額	3,350円	20,000円	40,000円
最終回の償還額	1,550円	20,000円	40,000円

借受月額	30,000円
借受月数	24月
借受金額	720,000円
償還年数	10年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	120回	20回	10回
1回の償還額	6,000円	36,000円	72,000円
最終回の償還額	6,000円	36,000円	72,000円

借受月額	30,000円
借受月数	36月
借受金額	1,080,000円
償還年数	10年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	120回	20回	10回
1回の償還額	9,000円	54,000円	108,000円
最終回の償還額	9,000円	54,000円	108,000円

<参考>入学準備金と修学奨学金を借り受けた場合に最長年数で毎回均等（最終回は一部例外）に償還する例

入学準備金・借受金額	100,000円
修学奨学金・借受月額	18,000円
修学奨学金・借受月数	24月
借受総額	532,000円
償還年数	8年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	96回	16回	8回
1回の償還額	5,550円	33,250円	66,500円
最終回の償還額	4,750円	33,250円	66,500円

入学準備金・借受金額	100,000円
修学奨学金・借受月額	23,000円
修学奨学金・借受月数	24月
借受総額	652,000円
償還年数	9年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	108回	18回	9回
1回の償還額	6,050円	36,250円	72,450円
最終回の償還額	4,650円	35,750円	72,400円

入学準備金・借受金額	100,000円
修学奨学金・借受月額	30,000円
修学奨学金・借受月数	24月
借受総額	820,000円
償還年数	10年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	120回	20回	10回
1回の償還額	6,850円	41,000円	82,000円
最終回の償還額	4,850円	41,000円	82,000円

入学準備金・借受金額	100,000円
修学奨学金・借受月額	35,000円
修学奨学金・借受月数	24月
借受総額	940,000円
償還年数	10年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	120回	20回	10回
1回の償還額	7,850円	47,000円	94,000円
最終回の償還額	5,850円	47,000円	94,000円

入学準備金・借受金額	150,000円
修学奨学金・借受月額	18,000円
修学奨学金・借受月数	24月
借受総額	582,000円
償還年数	9年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	108回	18回	9回
1回の償還額	5,400円	32,350円	64,700円
最終回の償還額	4,200円	32,050円	64,400円

入学準備金・借受金額	150,000円
修学奨学金・借受月額	23,000円
修学奨学金・借受月数	24月
借受総額	702,000円
償還年数	10年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	120回	20回	10回
1回の償還額	5,850円	35,100円	70,200円
最終回の償還額	5,850円	35,100円	70,200円

入学準備金・借受金額	150,000円
修学奨学金・借受月額	30,000円
修学奨学金・借受月数	24月
借受総額	870,000円
償還年数	10年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	120回	20回	10回
1回の償還額	7,250円	43,500円	87,000円
最終回の償還額	7,250円	43,500円	87,000円

入学準備金・借受金額	150,000円
修学奨学金・借受月額	35,000円
修学奨学金・借受月数	24月
借受総額	990,000円
償還年数	10年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	120回	20回	10回
1回の償還額	8,250円	49,500円	99,000円
最終回の償還額	8,250円	49,500円	99,000円

<参考>入学準備金と修学奨学金を借り受けた場合に最長年数で毎回均等（最終回は一部例外）に償還する例

入学準備金・借受金額	100,000円
修学奨学金・借受月額	18,000円
修学奨学金・借受月数	36月
借受総額	748,000円
償還年数	10年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	120回	20回	10回
1回の償還額	6,250円	37,400円	74,800円
最終回の償還額	4,250円	37,400円	74,800円

入学準備金・借受金額	100,000円
修学奨学金・借受月額	23,000円
修学奨学金・借受月数	36月
借受総額	928,000円
償還年数	10年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	120回	20回	10回
1回の償還額	7,750円	46,400円	92,800円
最終回の償還額	5,750円	46,400円	92,800円

入学準備金・借受金額	100,000円
修学奨学金・借受月額	30,000円
修学奨学金・借受月数	36月
借受総額	1,180,000円
償還年数	10年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	120回	20回	10回
1回の償還額	9,850円	59,000円	118,000円
最終回の償還額	7,850円	59,000円	118,000円

入学準備金・借受金額	100,000円
修学奨学金・借受月額	35,000円
修学奨学金・借受月数	36月
借受総額	1,360,000円
償還年数	10年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	120回	20回	10回
1回の償還額	11,350円	68,000円	136,000円
最終回の償還額	9,350円	68,000円	136,000円

入学準備金・借受金額	150,000円
修学奨学金・借受月額	18,000円
修学奨学金・借受月数	36月
借受総額	798,000円
償還年数	10年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	120回	20回	10回
1回の償還額	6,650円	39,900円	79,800円
最終回の償還額	6,650円	39,900円	79,800円

入学準備金・借受金額	150,000円
修学奨学金・借受月額	23,000円
修学奨学金・借受月数	36月
借受総額	978,000円
償還年数	10年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	120回	20回	10回
1回の償還額	8,150円	48,900円	97,800円
最終回の償還額	8,150円	48,900円	97,800円

入学準備金・借受金額	150,000円
修学奨学金・借受月額	30,000円
修学奨学金・借受月数	36月
借受総額	1,230,000円
償還年数	10年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	120回	20回	10回
1回の償還額	10,250円	61,500円	123,000円
最終回の償還額	10,250円	61,500円	123,000円

入学準備金・借受金額	150,000円
修学奨学金・借受月額	35,000円
修学奨学金・借受月数	36月
借受総額	1,410,000円
償還年数	10年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	120回	20回	10回
1回の償還額	11,750円	70,500円	141,000円
最終回の償還額	11,750円	70,500円	141,000円

3 最初に必要な手続

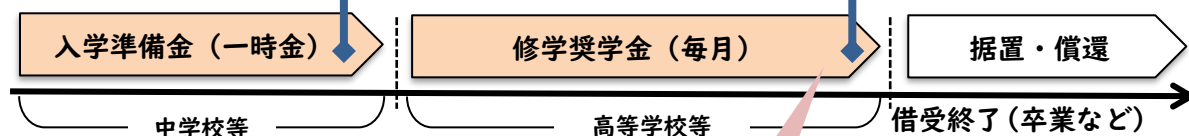
全員

次の書類を学校が定める期限までに学校へ提出してください。

【提出書類・提出時期】

区分	提出書類	提出時期
入学準備金	① 奨学金借用証書 ② 奨学金償還計画書	【提出時期】 ○高校等への入学前又は入学直後 (入学準備金を借受けていない場合は不要)
	③ 保証人変更届	【提出時期】 ○借受時に誓約した保証人と奨学金借用証書に署名する保証人が異なる場合 (18、22 ページ を参照)
修学奨学金		【提出時期】 ○高校等を卒業するとき ○途中で奨学生を辞退したとき ○資格を喪失したとき (修学奨学金を借受けていない場合は不要)

⚠ 各書類は提出前にコピーし、手元に保管してください。



修学奨学金の償還計画書は、入学準備金と修学奨学金の合計額となります。
この場合、提出済の奨学金償還計画書 (入学準備金) は破棄されます。

⚠ 保証人は、連帯して債務を負担する連帯保証人となり、借受者 (生徒本人) と同等の義務を負います。そのため、書類を作成する前に、保証人となる方にその旨を十分に説明し理解を得ておいてください。

⚠ 償還開始後に償還額や回数を変更することや償還残額の全部又は一部を繰り上げて償還すること (償還方法の変更) もできます。
希望される場合は、お問い合わせください。

⚠ 人によっては、その他の申請・届出が必要な場合がありますので、漏れがないように手続を行ってください。
詳しくは、18 ページをご覧ください。

4 借用証書と償還計画書の作成

(1) 奨学金借用証書の作成

- ・ 奨学金借用証書に収入印紙は不要です。
- ・ 消せる筆記具は使用しないでください。
- ・ 各欄は、それぞれが自署（自筆で署名）し、押印してください。
- ・ 訂正する場合は、二重線で消し、訂正印を押印してください。

奨 学 金 借 用 証 書

令和〇年〇月〇日

広島県教育委員会 様

生徒が自署して押印してください。

借受者	住 所	〒730-**** 広島市中区基町9-42	印
	氏 名	広 島 太 郎	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 広島 </div> <p style="margin: 0;">認印</p>
	第 〇〇〇〇〇〇 号	広島県立〇〇高等学校	

借用証書は奨学金の種類（入学準備金又は修学奨学金）ごとに作成します。

【提出時期】

① 入学準備金
高校等への入学前又は入学直後

② 修学奨学金
高校等を卒業するとき又は途中で奨学生を辞退又は資格を喪失したとき

学金を借り受けました。
及び広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則に従

⚠ あらかじめ種類と金額を印字しています。

奨 学 金 の 種 類	修学奨学金
借 用 金 額	金 648,000 円

私たちは、借受者と連帯して債務を負担します。

各保証人本人が自署して押印してください。

保証人 (親権者等)	住 所	〒730-**** 広島市中区基町9-42	実印
	氏 名	広 島 〇 〇	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 広島 </div> <p style="margin: 0;">実印</p>
保証人	住 所	〒***-**** 福山市△△町□-□-□	
	氏 名	福 山 〇 〇	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 福山 </div> <p style="margin: 0;">実印</p>

(2) 奨学金償還計画書の作成

- 消せる筆記具は使用しないでください。
- 各欄は、それぞれが自署（自筆で署名）し、押印してください。
- 訂正する場合は、二重線で消し、訂正印を押印してください。
- 償還方法は、**2～8ページ**を参照して記入してください。
- 償還猶予の申請を同時に提出する場合であっても、償還計画書には猶予期間を考慮せずに記載してください。

奨 学 金 償 還 計 画 書			
住所		〒730-**** 広島市中区基町9-42	印
氏名		〇〇 〇〇	広島 認印
<p>一括償還の場合、(a)に全額を記入し、(b)は空欄としてください。</p>			
決定番号	第	〇〇〇〇	⚠ あらかじめ金額を印字しています。
氏名	〇〇 〇〇		
借受額	借受総額(A)		648,000 円
	既償還額(B)		円
	差引借受額(A-B)		648,000 円
<p>希望する償還方法にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 一括 <input type="checkbox"/> 年賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input checked="" type="checkbox"/> 月賦</p>			
償還方法	償還期限	令和〇年9月30日	両方の金額が一致します。
	償還期間	令和〇年10月から令和〇年9月まで	
	1回の償還額(a)	7,800 円	2～8ページを参考に計算してください。
	最終回の償還額(b)	600 円	
償還回数(c)	84 回		
<p>5ページで計算した償還期限を記入してください。</p>			
借受者(本人)	高等学校等名	県立〇〇高等学校	
	借受終了後の住所	〒730-**** 広島市中区基町9-42	(自宅電話 082-***-***) (携帯電話 090-****-****)
	卒業後の進路	<input checked="" type="checkbox"/> 進学 <input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> その他()	
	就職先	名称 所在地	未定の場合は、親権者の番号や住所を記載してください。 (電話番号 - -)
保証人(親権者)	氏名	広島 〇〇	
	住所	〒730-**** 広島市中区基町9-42	(自宅電話 082-***-***) (携帯電話 090-****-****)
	名称	〇〇〇株式会社	
保証人	住所	〒***-**** 広島市〇〇区△△1-2	(電話番号 082-***-***)
	氏名	福山 〇〇	
	住所	〒***-**** 福山市△△町□-□-□	(自宅電話 - なし -) (携帯電話 090-****-****)
	勤務先	名称 所在地	〇〇株式会社 〒730-**** 福山市△△町□-□-□ 仕事に就いていない場合は勤務先に「なし」と記入してください。

5 償還開始の時期が近づいてきたら

全員

(1) 開始のお知らせ

償還開始月の2か月前頃（10月償還開始の場合は7月頃）に、郵便で償還開始をお知らせします。

(2) 自動引落の手続

償還金の納入は、金融機関口座からの自動引落（口座振替）により行いますので、口座振替の手続を行っていただきます。

上記お知らせの際に口座振替の用紙を同封しますので、期限までに銀行の窓口で手続を行ってください。

引落日は、原則として支払月の25日（この日が土日祝日の場合は直後の銀行営業日）となります。

6 償還の猶予と免除

希望者のみ

(1) 償還猶予制度とは

奨学金の返済が困難となった場合に、一時的に返済を将来に延期することができる制度です。



- ① 将来に延期するだけですので、償還の総額は変わりません。
- ② 原則、償還金に滞納がある場合は、償還を猶予することはできません。この場合、まず滞納を解消してから猶予を申請してください。

(2) 償還猶予が認められる主な理由

- ・ 大学等に在学している場合や大学等への入学準備中である場合（予備校生等）
- ・ 災害により損害を受けたことや長期の傷病により償還が困難である場合
- ・ 失業、出産に伴う産休・育休の取得及びその他理由による経済困難



- ① 奨学金の借受者（生徒本人）がこれらの理由に該当することが必要です。
- ② 保証人（保護者等）のみがこれらの理由に該当する場合は、猶予を申請できません。

(3) 償還の猶予（又は期間延長）を希望する場合

償還の猶予を希望する場合又は既に受けている償還の猶予の承認期間満了後もなお猶予理由が継続していることで期間延長を希望する場合は、原則として借受者（生徒本人）が、全ての保証人の同意を得て、書類を提出してください。

【提出書類】

- ・ 奨学金償還猶予（期間延長）申請書
- ・ 理由を証明する書類等 **16 ページ**を参照

【提出期限・提出先】 **18 ページ**を参照

- ・ 高等学校等に在学する借受者は、学校の定める期限内に書類を提出してください。
- ・ 上記以外の借受者は、猶予を希望する月の前月 25 日（必着）までに、広島県教育委員会教育支援推進課に書類を提出してください。

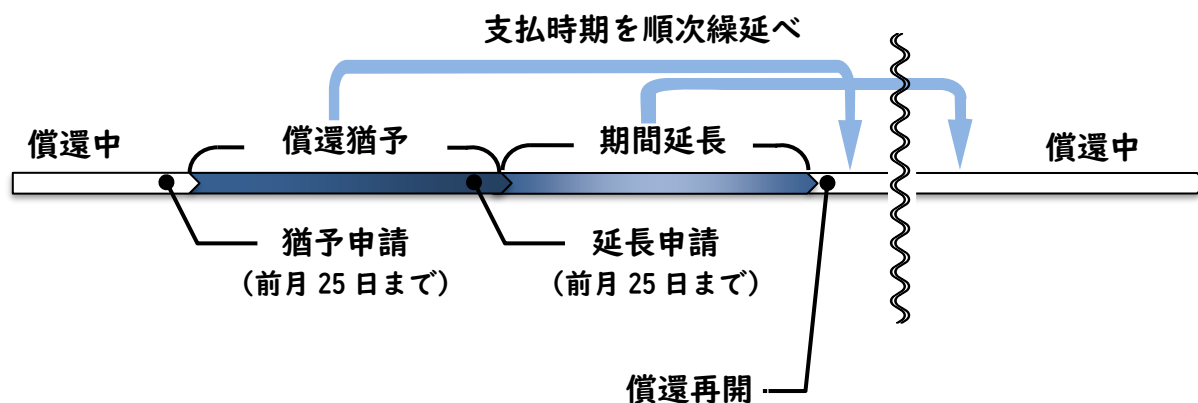
【結果通知】

- ・ 必要書類に不備がない場合は、猶予を希望する月以降の請求を一時的に停止します。
- ・ 償還猶予の申請に対する審査結果は、概ね 60 日以内に申請者に通知します。



- ① 申請書の提出が遅れると償還が始まります。猶予を希望される場合は、早めの手続きをお願いします。
- ② 申請書の提出がなかったとしても、こちらから確認することは原則ありません。

償還猶予のイメージ図



(4) 留意事項

- ・ 申請書を郵送する場合、郵便事故を防ぐため必ず簡易書留にしてください。
- ・ 承認を受けた後、猶予理由を失った場合は、速やかに連絡してください。
- ・ 虚偽の理由により承認を受けた場合、虚偽であることが判明した時点で猶予を取り消し、借受総額を一括請求することがあります。
- ・ 内容について疑義が生じた場合、担当者から事実確認の連絡を行います。



- ① 高等学校等へ在学していることを理由に猶予を希望する場合は、借受終了後速やかに、必要書類を提出してください。
- ② 高等学校等の卒業後に大学等へ進学したことを理由に猶予を希望する場合は、4月末までに必要書類を提出してください。
- ③ 在学による猶予を承認した期間内に当該校を卒業しなかった場合は、再度在学による申請（期間延長）を行ってください。
- ④ 在学による猶予期間の満了前に、当該校に在籍しなくなった場合は、速やかに連絡してください（猶予理由が消滅するため、据置期間経過後に償還が開始されます。）。

(5) 償還の免除

次のいずれかに該当する場合は、償還金の全部又は一部を免除できる場合がありますので、御相談ください。

- ・ 借受者が死亡したとき
- ・ 借受者が心身の障害により、労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなったときなど

【償還猶予（期間延長）申請書の記入例】

奨学金償還猶予（期間延長）申請書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

広島県教育委員会様

申請書の作成日又は提出日

借受者	住所	〒730-**** 広島市中区基町9-42
	氏名	広島 太郎
	電話番号	082-***-****
保証人 (親権者等)	住所	〒730-**** 広島市中区
	氏名	広島 ○ ○
	電話番号	082-***-****
保証人	住所	〒720-**** 福山市△△町□-□-□
	氏名	福山 ○ ○
	電話番号	084-***-****

猶予を受けたい
 猶予期間の延長を希望します

1 決定番号	第 ○○○○○○ 号
2 希望する償還猶予（猶予延長）期間	令和 ○ 年 4 月 1 日 から 令和 ○ 年 3 月 31 日まで
3 希望する償還猶予額	648,000 円
4 猶予を希望する理由	<input type="checkbox"/> 被災 <input type="checkbox"/> 傷病 <input checked="" type="checkbox"/> 大学等への在学中 学校名：○○○ 大学 修業年限：4 年 入学年月：令和 ○ 年 4 月 卒業予定年月：令和 ○ 年 3 月 <input type="checkbox"/> その他知事が特に必要と認めるとき
	大学等に在学中の場合は、「在学証明書」を添付してください。

月 日 から 令和 年 月 日まで

円

それぞれ本人が自署してください。

住所、氏名に変更がある場合は「異動届」を併せて提出してください。

保証人を変更する場合は、事前に連絡してください。

該当項目にチェックし、次ページの書類を添付してください。

大学等に在学中の場合は、「在学証明書」を添付してください。

【猶予申請の必要書類】

猶予理由	猶予が可能な期間	申請に対する承認期間 ※1	確認書類 ※3	備考
① 大学等に在学 ※2	大学等に在学している期間 ※ 在学していれば、留年・休学等を問わない。	一度の猶予申請につき最長4年間で承認します。	在籍校の発行する在学（在籍）証明書の原本 ※ 学生証の写しは不可	大学等とは、高等学校、高等専門学校、専門学校（2年以上の課程に限る）、短期大学、大学、大学院、その他一部の大学校とします。
② 傷病	傷病により就労が困難である期間	一度の猶予申請につき最長1年間で承認します。	医師の発行する診断書の原本 ※ 「就労困難」の記載があるもの	
③ 失業	就業するまでの期間 (通算5年間まで) ※4	一度の猶予申請につき最長1年間で承認します。	勤務先又はハローワークが発行する次の書類のいずれか ① 離職票の写し ② 雇用保険被保険者証の写し ③ 雇用保険受給資格者証の写し	
④ 経済困難 (失業以外の理由)	経済困難である期間 (通算5年間まで) ※4		市区町村長や勤務先等が発行する次の書類のいずれか ① 所得証明書の原本 ② 源泉徴収票の写し ③ 被扶養者の記載のある健康保険証の写し等 (国民健康保険証の写しは不可)	経済困難であることは、給与所得者においては年間収入が200万円以下であること、給与所得者以外においては年間所得が130万円以下であることを目安とします。
⑤ 大学等への入学準備中 ※2	入学準備中である期間 (通算5年間まで) ※4		予備校が発行する在学証明書の原本	予備校への入校者以外については、事前に相談してください。
⑥ 出産休暇・育児休業・介護休業の取得	出産休暇・育児休業・介護休業が終了するまでの期間	一度の猶予申請につき最長4年間で承認します。	勤務先が発行する証明書の写し	
⑦ 災害による損害	災害発生から5年間を経過するまでの期間		市区町村長の発行する罹災証明書の写し	

※1 承認期間終了後も引き続き猶予理由が継続する場合は、期間延長の申請が可能です

※2 教育サービスのうち、タレント養成所への入所、カルチャースクールの受講などについては、原則として猶予理由となりません。

※3 確認書類は、一部を除いて申請日の直近2か月以内に発行されたものを添付してください。

※4 通算5年間までとは、③から⑤の理由による猶予期間を通算して5年間までを意味します。

7 償還が滞った場合の措置

(1) 滞納が生じた場合

奨学金の償還期日（納期限）までに償還されないときは、延滞利息を徴収する場合があります。

また、広島県では、奨学金の償還に係る回収督促業務を専門業者に外部委託しています。そのため、償還期日（納期限）までに償還されないときは、借受者（生徒）と保証人（2名）に対し、委託業者（サービサー）から納入依頼を行う場合があります。

(2) 滞納が続いた場合

正当な理由がなく滞納が長期間続く場合は、貸し付けた奨学金の全部を一括して償還していただく場合や、そのための法的措置（裁判所を通じた手続）を実施することがあります。この場合、裁判所から保証人等の勤務先に対し、奨学金の滞納が生じていることの連絡がなされる場合があります。



万一、納入が困難となった場合は、至急連絡してください。

8 各種申請・届出と提出先

【各種申請・届出の一覧】

申請・届出の内容	手続の用紙	提出期限・添付書類・留意事項
借受者又は保証人の住所、氏名及び勤務先の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学生（借受者）異動届 ・保証人異動届 	<p>変更後又は変更が決定した場合に速やかに提出してください。</p> <p>異動先の住所が広島県外の場合、住民票記載事項証明書（本籍地、マイナンバーの記載のないもの）を添付してください。</p> <p>また、必要に応じて保証人の変更を行ってください。</p>
保証人の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・保証人変更届 ・印鑑登録証明書 	<p>必要な場合に速やかに提出してください。</p> <p>保証人変更届は、奨学生及び新保証人が自筆で署名し、実印を押印してください。</p> <p>なお、保証人は広島県内に在住し、2人のうち1人は奨学生（借受者）及び他の保証人と別生計であることが必要です。</p>
借受者が高等学校等を転学又は退学する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学生異動届 	<p>決定後に速やかに提出してください。</p>
償還の引落口座又は口座名義を変更する場合	<p>表紙の連絡先にお問い合わせください。用紙をお送りします。</p>	<p>個別に連絡します。</p>
償還額及び償還回数の変更又は一括償還を希望する場合		
償還免除を希望する場合		
償還猶予（又は期間延長）を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学生償還猶予（期間延長）申請書 	<p>猶予を希望する月の前月 25 日（又は学校の定める期限）までに提出してください。</p> <p>添付書類は、16 ページを参照してください。</p>

※ 用紙は、このしおりのほか、広島県教育委員会ホームページにも掲載しています（広島県高等学校等奨学金で検索してください。）。



【書類の提出先】

借受人の状況	書類の提出先
高等学校等に引き続き在籍している借受者	在籍している高等学校等
上記以外の借受者	表紙の連絡・問合せ先

奨学金償還猶予 (期間延長) 申請書

令和 年 月 日

広島県教育委員会様

借受者	住 所	〒
	氏 名	
	電話番号	
保証人 (親権者等)	住 所	〒
	氏 名	
	電話番号	
保証人	住 所	〒
	氏 名	
	電話番号	

次のとおり奨学金の償還の 猶予を受けたい 猶予期間の延長を希望します ので承認してください。

1 決 定 番 号	第 号
2 希望する償還猶予 (猶予延長) 期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
3 希望する償還猶予額	円
4 猶予を希望する理由	<input type="checkbox"/> 被災 <input type="checkbox"/> 傷病 <input type="checkbox"/> 大学等への在学中 { 学 校 名 : _____ 大学 修業年限 : _____ 年 入学年月 : 令和 _____ 年 _____ 月 卒業予定年月 : 令和 _____ 年 _____ 月 } <input type="checkbox"/> その他知事が特に必要と認めるとき { }
5 承認済猶予期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
6 承認済猶予額	円

注 1 猶予を希望する理由を証明する書類を添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

奨学生（借受者）異動届（住所・氏名・勤務先変更）

令和 年 月 日

広島県教育委員会様

奨学生 (保証人)	住 所	〒
	氏 名	
	電話番号	

住 所
次のとおり 氏 名 を変更しました。
勤務先

1 決定番号	第 号	
2 学 校 名		
3 変更事項	新	
	旧	
4 変更年月日	令和 年 月 日	
5 事 由		

- 注 1 変更後の住所が広島県外にある場合は、住民票記載事項証明書を添付すること。
2 不用の文字は、消すこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

※ 氏名を変更する場合、変更後の氏名には必ずフリガナを振ってください。
※ 奨学生（借受者）、保証人のどちらが届け出ても結構です。

保証人異動届（住所・氏名・勤務先変更）

令和 年 月 日

広島県教育委員会様

保証人	住所	〒
	氏名	
	電話番号	

住所
次のとおり氏名を変更しました。
勤務先

1 奨学生名		
2 決定番号	第	号
3 学校名		
4 変更事項	新	
	旧	
5 変更年月日	令和	年 月 日

- 注 1 変更後の住所が広島県外にある場合は、住民票記載事項証明書を添付すること。
2 不用の文字は、消すこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

※ 氏名を変更する場合、変更後の氏名には必ずフリガナを振るとともに、改めて印鑑登録証明書を提出してください。

保 証 人 変 更 届

令和 年 月 日

広島県教育委員会様

奨学生
(借受者)

住 所	〒		
氏 名			印
電 話 番 号			
決 定 番 号	第	号	
高等学校等名			

次のとおり保証人が変更となりました。

また、保証人は、奨学生と連帯して貸付けを受けた広島県高等学校等奨学金の返還の義務を履行します。

1 保証人

旧	氏 名		続柄		
新	フリガナ		続柄		実印
	氏 名				
	住 所	〒			
	自 宅 電 話				
	携 帯 電 話				
	勤 務 先	名 称			
所 在 地		〒			
電 話 番 号					

2 変更年月日 令和 年 月 日

3 変更理由

注 1 奨学生（借受者）及び新たに保証人となった者の氏名は、それぞれの者が自署（自筆で署名）すること。

2 新たに保証人となった者の印鑑登録証明書を添付すること。

